

設 計 図 書 質 疑 応 答 書

1. 告示等 令和7年9月30日 石岡市告示第801号

2. 件 名 令和7年度 ステーションパークイベント会場設営業務委託

	質問事項	回答
1	設営後から撤去時まで、緊急時以外、請負業者の業務は無いでしょうか？	設営後から撤去開始時まで、緊急時以外は業務はありません。
2	つくばねハーフマラソン大会の都合、ベンチ・ガーデンテーブルとチェアは、発注者の指定する場所に設置・保管とありますが、それは設営時でしょうか？設営後（設営の翌日等）に請負業者の方で移動等するのでしょうか？	設営時に指定する場所に設置・保管をお願いします。その後の使用時の移動については発注者にて行います。